

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 県道の整備促進について 東日本大震災の大津波により、本村の沿岸を南北に結ぶ国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となったことにより、被災後の救助はもとより、燃料や食料品等の供給がストップしたことで救援活動に支障をきたしたほか、通勤・通学などの生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活にも支障をきたしたところであります。 また、被災により迂回路に苦慮したことから、災害に強い道路網を早急に整備していただきますよう強く要望いたします。 記</p> <p>1 県道野田山形線の村内計画区間は改良済みとなったものの、久慈市への迂回路として、引き続き狭隘(きょうあい)部分を拡幅整備していただきますよう要望いたします。</p> <p>2 県道野田長内線(広内～中沢地区)は震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも危険な状態となり、地元住民からの強い要望もあることから、災害に強い道路として嵩上げなど早急に整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>1 主要地方道野田山形線の狭隘(きょうあい)部分の拡幅整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>2 一般県道野田長内線の御要望区間については、高潮対策として、現道沿いの区間に消波ブロックを平成26年度までに設置したところですが、御要望のありました道路の嵩上げ等の対策は、消波ブロック設置後も高潮による通行止めが発生していることや、通行止め時の広域迂回等を踏まえ、今年度は、対策工法の設計及び現地測量を進めています。(A)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 1 C : 1</p>

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について</p> <p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 震災で破壊された海岸防潮堤の復旧事業が進められておりますが、被災地の安心・安全なまちづくりや早期の住宅再建を図る上で、防潮堤・水門などの施設の早期完成と国道45号の嵩上げを要望いたします。</p> <p>(2) 下安家地区の津波・洪水対策について 下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、以来、地区住民は地震発生の都度津波への恐怖心を募らせており、県においては平成17年度から当地域の津波対策を検討されているところでございます。 しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられていない状況のまま、東日本大震災大津波のほか、平成28年に襲来した台風10号により、村道や家屋のほか、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされているものの、地域住民や漁業関係者は依然として津波や洪水への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策や河川、さけますふ化場への洪水対策など早急に講じていただきますよう要望いたします。</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 野田湾の津波・高潮対策については、現在、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業を進めているところですが、今後も引き続き、令和2年度の事業完了を目標に早期完成を目指し必要な予算を確保しながら事業を推進します。 また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工しているところであり令和2年度完了を目標に事業を推進します。(A)</p> <p>(2) 下安家(しもあつか)地区の津波・洪水対策について 下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところです。 津波対策については、数十年から百数年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところであり、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を進めておりますのでご理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えております。(C) また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、治水対策の検討を昨年度から進めており、今年度は詳細設計業務を実施することとしています。 なお、治水対策の検討にあたっては、地形的な特性や土地利用状況を考慮しつつ、貴村や地域の方々の意見をいただきながら整備に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	県北広域振興局	土木部、林務部	A : 2 C : 1
<p>3 海岸保全対策について 本村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。 十府ヶ浦海岸においては海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道北リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがありますので、早急に対策を講じていただきますよう強く要望いたします。 また、砂浜の再生につきましても、早急に対策を講じていただきますよう要望いたします。</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、今年度の津波防御機能確保を目標に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事を進めています。(A) 砂浜の侵食については、施設完成後の汀線の状況を注視しながら、貴村及び関係機関と調整し、対応を検討していきます。 野田玉川海岸については、現状を把握するため今年度測量調査業務を実施することとしており、これまでも毎月実施している海岸パトロールと併せて、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	A : 1 C : 1

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 河川の整備促進について</p> <p>本村の中心市街地である城内地区は浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了しております。</p> <p>現在、県では復興事業と併せ、村道前田小田川線沿いに計画されている二級河川明内川分流河川整備（15m³/s）の工事に着手しておりますが、平成28年の台風10号では、今回整備区間の上流部で越流し、家屋への浸水被害が発生しております。</p> <p>このことから、城内地区の浸水対策は、更に上流部で計画されている分流河川整備（60m³/s）が完成して初めてその効果（城内地区内の計画流量15m³/s）を発揮するものでございます。</p> <p>台風10号の災害の発生状況及び浸水被害状況を鑑み、現工事の早期完成と、完成後は直ちに60m³/sの分流河川整備へ早急に着手していただきますよう強く要望いたします。</p> <p>また、浸水被害を低減するため、二級河川宇部川の堤防の嵩上げ及び法面のコンクリート被覆並びに二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画的な河道掘削を早急に実施していただきますよう強く要望します。</p>	<p>二級河川明内川の分流河川整備については、現在、村道前田小田川線沿いに分水路及び分水路の整備を進めているところであり、令和2年度完了を目指しています。（A）</p> <p>明内川上流部の放水路整備については、近年の出水被害状況など緊急性、重要性等を勘案しながら検討していきたいと考えており、今年度から明内川上流部の対策工法の比較検討を進めていきます。（B）</p> <p>平成28年度および平成30年度においては、台風第10号の被害を踏まえ、土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に河道内の流下能力確保に努めています。（A）</p> <p>令和元年台風第19号被害を踏まえて、今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、計画的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。今年度は宇部川の野田地区について河道掘削と支障木除去を実施しています。（B）</p>	県北広域振興局	土木部	A：2 B：2
<p>5 旧秋田川の浸水被害対策について</p> <p>本村の城内地区津波復興土地画整理事業につきましては、平成29年度に事業が完了したところであり、土地画整理事業の実施にあたり、浸水被害多発地区である城内地区の浸水被害軽減のための対策も併せて実施しているところでございます。</p> <p>こうした対策もあり、平成28年の台風10号では、かろうじて被害を免れたものの、この地区の浸水被害は、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられ、河道掘削は暫定的措置であることから、早急に原因調査と宇部川の水位が高くなった際に、旧秋田川から宇部川へ強制的に放流できる等の対策を早急に実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p>旧秋田川に係る過去の内水(ないすい)による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しています。</p> <p>まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところです。（A）</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計（危機管理型水位計）を設置し、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、水位観測体制の充実を図っています。（A）</p> <p>また、洪水時に旧秋田川の水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化を検討していきます。（C）</p>	県北広域振興局	土木部	A：2 C：1

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 北岩手・北三陸横断道路整備促進について</p> <p>東日本大震災以降、県により復興道路と指定された三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線の3路線につきましては、移動時間を更に短縮した計画により整備が進められています。</p> <p>しかし、内陸北部から三陸沿岸北部を結ぶ道路整備においては、高規格道路など抜本的改良の新たな整備計画は未だ見えてこない現状でございます。</p> <p>このような中、岩手県全域を俯瞰した時に、県北地域を横断する道路整備は、産業はもとより、防災、医療、観光と多面的な分野において地域の発展に寄与するとともに、県南地域の道路網との格差を是正する観点においても、必要不可欠であり非常に重要であると考えます。</p> <p>このようなことから、「北岩手・北三陸横断道路」を新たに地域高規格道路に位置付け、早急に整備していただきますよう要望いたします。</p>	<p>県としては沿線の市町村からの要望等に基づき、一般国道281号を路線全体として災害時でも機能する信頼性の高い道路として確保するよう、改築事業や防災対策に努めているところです。</p> <p>県北地域の道路ネットワークの強化は、県としても、その必要性、重要性を強く認識しており、御要望の「北岩手・北三陸横断道路」を県北地域を横断する新たな地域高規格道路への位置付けについては、国道281号とルートが並行し機能が重複すると考えられることや、莫大な事業費を要することが見込まれることが課題となることから、県北地域の道路ネットワークのあり方について関係市町村とともに幅広く検討していきたいと考えています。</p> <p>(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C : 1

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 医療費等の財政支援継続と助成の拡充について</p> <p>(1) 子どもの医療費助成事業の拡充について 本村では、少子化対策の一環として、高校生世代までの医療費を無料化しております。 また、県内でもほとんどの市町村で、県の基準を上回る助成対象を設定している状況でございます。 現物給付の対象者について、今年度8月よりこれまでの未就学児から小学校卒業時まで拡充となりますが、県においてもさらに基準を見直し、対象者の範囲を拡充するとともに、財政支援の範囲についても拡充していただきますよう要望します。 ※現物給付拡大分の財政支援は、国保の国庫負担金等の減額措置相当分を国保事業費納付金から減額する方法となっている。</p> <p>(2) 被災者の医療費等の一部負担免除に係る財政支援の継続について 災害公営住宅等での生活再建が進んでおりますが、体や心の健康に不安を感じている被災者も多く、被災者の命と健康を守るため、安心して医療が受けられるよう、財政支援を継続していただきますよう要望いたします。 ※現在の一部負担金免除期間 令和元年12月末まで 財政負担割合 国8割、県1割、村1割</p>	<p>(1) 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、令和元年8月から、現物給付の対象を小学生まで拡大したところです。 各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断のもとに、単独事業として拡充が進められてきており、中学生までは、県が助成対象を拡大したとしてもサービス向上に直接つながるものではなく、また、医療費助成の対象者の範囲の更なる拡充や、受給者負担及び所得制限の撤廃を行う場合、多額の財源を確保する必要があると、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C) 現物給付の対象拡大に当たっては、新たに国民健康保険の国庫負担金等に減額調整措置が発生することなどの課題がありますが、令和元2年8月からは、現物給付の対象を中学生まで拡大することとしたところです。(A)</p> <p>(2) これまで財政支援の継続に当たっては、災害公営住宅の整備状況など被災地の生活環境や被災者の受療状況等を総合的に勘案しつつ、市町村の意向を踏まえて、毎年度判断してきたところです。 いまだ多くの被災者の方々が、応急仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされ、健康面で不安を抱えている状況を考慮し、被災者の健康面、経済面での不安を軽減し、医療や介護サービス等受ける機会を確保するため、令和2年においても、これまでと同様の財政支援を継続します。(A)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	A : 2、 C : 1

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について 復旧・復興事業は進捗しているものの、未だ希望する形での住宅再建ができていない被災者もあり、将来の復興に向けて、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間の延長を要望いたします。</p> <p>また、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されますが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えない状況でございます。</p> <p>被災者の自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について、国に強く要請するよう要望いたします。</p> <p>[住宅再建に係る各種支援制度] 被災者生活再建支援制度（加算支援金） 令和2年4月10日まで 被災者住宅再建事業費補助（県） 令和3年3月31日まで 生活再建住宅支援事業（県） 令和3年3月31日まで 被災家屋等太陽光発電導入費補助金（県） 受付：令和2年3月10日まで</p>	<p>被災者生活再建支援制度（加算支援金）及び被災者住宅再建事業費補助の延長及び拡充について 被災者生活再建支援金の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できることとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人都道府県センターと協議し、令和2年1月に、被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期間の再延長が必要な市町村について、令和3年4月10日までの延長が決定されました。更なる延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議してまいります。（B）</p> <p>また、被災者生活再建支援制度の拡充の要望については、令和元年6月11日に知事から関係省庁に対して行ったほか、これまでも国に対し、繰り返し行ってきたところですが、国では、更なる措置については、慎重な姿勢を取っているところですが、このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で、最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」を実施しているほか、バリアフリー対応、県産材の活用を行う場合及び利子補給等に補助する「生活再建住宅支援事業」を実施しており、その事業実施期間について、平成30年2月に、令和2年度まで2年間延長を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業を進めてまいります。（B）</p> <p>さらに、平成25年度に追加交付された震災復興特別交付税215億円を全額沿岸被災市町村に配分し、それぞれ実情に応じた住宅再建支援策を講じていただいておりますが、引き続き、国に対し、被災者生活再建支援制度の支援額の増額について、強く要望してまいります。（B）</p> <p>被災家屋等太陽光発電導入費補助について 県においては、東日本大震災復興基金を活用して、震災で家屋等に被害を受けた方に対し、太陽光発電導入費補助を行っております。この補助金については、被災者の状況等を勘案しながら、毎年度、事業継続の検討を行っているところであり、令和2年度においても引き続き事業を実施することとしております。（B）</p>	県北広域振興局	経営企画部、土木部	B：4

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 被災児童生徒就学支援等事業の継続について 被災児童生徒就学支援等事業を活用し、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちに対し、学用品費や給食費の援助を実施しております。 しかし、支援を必要とする子どもたちがおり、今後も継続した取り組みが必要であると考えます。 つきましては、復興が完遂するまで、同事業の継続を国へ働きかけていただきますよう要望いたします。 ※現状では、被災児童生徒就学支援等事業の最終年度が令和2年(2020年)度となっている。 (参考：令和元年度の対象児童生徒数) 野田小学校 36人 (全校児童173人) 野田中学校 23人 (全校生徒96人)</p>	<p>東日本大震災津波による壊滅的な被害により、いまだに経済的理由により就学に困難を来している幼児・児童・生徒が数多く在籍しており、市町村が行う就学援助事業に対し、平成23年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金により支援が行われております。 県としては、就学支援を必要とする幼児・児童・生徒が解消されるまで、当該交付金事業による財政措置を継続するよう引き続き国に要望していきます。</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>県北教育事務所</p>	<p>B：1</p>